

## 会議録

|         |   |
|---------|---|
| 会議の名称   | 平成25年度 第4回 西東京市保健福祉審議会  |
| 開催日時    | 平成25年12月16日（月曜日） 午後7時15分から  |
| 開催場所    | 西東京市役所 田無庁舎5階 502会議室  |
| 出席者     | 委員：須加委員（会長）、石田委員、屋宮委員、海老澤委員、清水委員、新倉委員、早川委員、阿委員、綿委員<br>事務局：福祉部長、市民部長、生活福祉課長、高齢者支援課長、介護保険担当課長、障害福祉課長、福祉部主幹（障害福祉課）、健康課長、市民部主幹（健康課）、健康課主査、生活福祉課調整係長、同係主査、同係主事<br>欠席者：熊田委員（副会長）            |
| 議題      | がん検診（前立腺がん・喉頭がん）事業の利用者負担等のあり方について   |
| 会議資料の名称 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度第3回西東京市保健福祉審議会 会議録（案）</li> <li>・参考資料「がん検診を受けたことがない方（未受診者）の受益者負担に関する意識」</li> <li>・（素案）「がん検診（前立腺がん・喉頭がん）事業の利用者負担等のあり方について（答申）」</li> </ul> |
| 記録方法    | <input type="checkbox"/> 全文記録    発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録   |

### 会議内容

○会長：

本日は、答申に向け、答申事項の整理のほか、答申書の内容を整理していく。参考資料について、事務局の説明を求める。

○事務局：

この参考資料は、平成25年3月に西東京市が実施した「がん検診に関する意識調査（無作為抽出）」における「受診者負担に関する意識」の内容である。

前回の会議においても説明したが、より分かりやすいように、今回、諮問の対象となっている「前立腺がん」及び「喉頭がん」の各検診費用に近似している肺がんと子宮頸がんの2つのがん検診に対する受益者負担の意識に関する統計資料である。

資料に沿って説明

○会長：

答申事項の整理を行う。答申書の素案にあるように、「上限割合」を答申について示すか、あるいは、上限として「具体的な金額」を明示するか、各委員の意見を伺う。

委員：

「上限1、2割」程度が妥当ではないか。

委員：

「上限割合」を示すことでいいのではないか。

委員：

「上限割合」とするが、具体的な割合は、答申事項としなくてもいいのではないか。

委員：

今後、市の長期計画を考えた際、検診費用がこの金額で推移していくのか不明である。この答申で「具体的な金額」を示すと、検診費用の増減によって、影響がある。「1割から3割」の中で判断するのが望ましい。

委員：

具体的な割合若しくは金額を示すより、まずは「利用者負担」を求めるという答申であっていいのではないか。

委員：

これまでの公費による負担と市民意識調査の結果から判断すると、「1割から3割」の範囲が妥当ではないか。

○会長：

答申事項とするならば、「上限割合」という意見、具体的には、「1割から3割」の範囲という意見があるがいかがか。

委員：

「割合」は示した方が良い。仮に検診費用が増えても、対応できる。

委員：

答申事項は、あくまで「利用者負担を求める」という判断で、「上限割合」若しくは「金額」までは示さず、行政の判断に委ねてもいいのではないか。

委員：

一定の範囲を示さないと、行政として判断しづらいのではないかと推察する。  
仮に示すのであれば「上限2割程度」が妥当ではないか。3割では費用負担が大きいのではないか。

委員：

市民負担のことも考えると、上限の設定は示しておいた方が良いのではないか。行政の裁量次第で、現在、各委員が妥当と考える割合以上の負担となることも考えられる。

委員：

市民の受診行動の観点から、負担の程度によっては、それ以上の費用を負担するのであれば受診は差し控えるという懸念もある。保険診療との兼ね合いもあるが、その辺りのバランスも考慮する必要がある。

委員：

概ねの上限として示すのであれば、その範囲の中で行政が判断できる。仮に3割を上限としても、実際の利用者負担を1割ないし2割で、行政の裁量の範囲内とすることができる。

委員：

答申事項として示す以上は、その上限割合とした具体的な理由を詳細にしておく必要がある。答申事項とはせず、審議会として意見の大勢が何割程度であったかを「附帯意見」に盛り込むという示し方でもいいのではないか。

委員：

利用者負担の決定は、最終的には行政である。負担の割合を附帯意見に盛り込むことに関して賛成である。

委員：

附帯意見に入れるにせよ、割合の上限は示しておくべきである。

○会長：

答申事項としては、「利用者負担はやむを得ない」ものとし、附帯意見の中で「上限割合」を明記することとする。上限にあっては、意見集約の結果、大勢として「上限3割」を明記する構成とする。

答申内容の詳細、文言等については、指摘のあった点を踏まえ、会長において整理させていただくということによいか。

各委員異議なしの声

○会長：

答申の内容は、各委員一致できたので、最終的な答申書を作成の上、各委員に提示したい。その確認をもって、市長に対し、答申を行うこととする。

その他、事務局から連絡事項があるか。

事務局：

平成26年2月に審議会を開催し、第3期西東京市地域福祉計画の策定及び次期障害者基本計画について報告する。

平成26年1月11日に、コール田無で第3期西東京市地域福祉計画に係る市民説明会を開催する。

○会長：

他になければ、以上で本日の会議を閉会する。